

令和6年度芸術文化振興基金助成金内定者 各位

独立行政法人日本芸術文化振興会  
基金部芸術活動助成課

令和6年度芸術文化振興基金助成金  
交付内定通知書の送付及び今後の事務手続きについて

このたびは、同封しました「助成金交付内定通知書」のとおり、令和6年度芸術文化振興基金助成金の助成対象活動として内定しましたので、お知らせいたします。

今後は「助成金事務手続きの手引」に従って所定の期限までに必要な手続きを行っていただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

なお、当振興会内の文書の取扱い方針に従い、当基金部から発出する通知文書に公印の押印はいたしません。併せて、助成対象団体よりご提出いただく書類につきましても押印を必要といたしませんのでお知らせいたします。

**【お知らせ】事務局の電話番号変更について**

募集案内に記載していた電話番号は令和6年4月1日以降不通となります。下記「事務局連絡先」及び「助成金事務手続きの手引」に記載の電話番号をご確認ください。

**事務局連絡先**

独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 芸術活動助成課

TEL：050-1754-5985（各活動区分共通）

E-mail：geijutsu-nt@ntj.jac.go.jp（各活動区分共通）

## 助成金交付内定通知書を受け取ったら。

### 通知書の確認と手引のダウンロード

助成金交付内定通知書の内容を確認してください。

また、以下のサイトにて「助成金事務手続きの手引」をダウンロードし、必要な事務手続きを確認してください。

【「助成金事務手続きの手引」ダウンロードサイト】（4/1以降、順次公開予定）

日本芸術文化振興会トップページ > 助成事業 > 助成対象活動について

> 内定された方【舞台芸術・美術等の創造普及活動】

<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/grant/recipient/21956.html>

### 交付申請書の提出

助成金の交付を受けるためには、交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。交付内定の内容を受諾した場合は、令和6年6月28日(金)までに「助成金交付申請書」を事務局に提出してください。

- 6月28日までに開始する活動については、可能な限り活動を開始する2週間前までに（4月早々に開始する活動については速やかに）交付申請書を提出してください。
- 交付申請書の作成及び提出に当たっては、「助成金事務手続きの手引」を必ず参照してください。
- 提出された交付申請書は、事務局にて内容を審査し、見直しなどを求める場合があります。予めご承知おきください。
- 助成金交付要望書の内容に変更が生じた場合は「**変更理由書**」の提出が必要ですので、必ず事務局までご連絡ください（詳しくは別紙をご参照ください）。

なお、一定の要件を満たす場合は交付決定後に助成金の概算払を受けることができます。7月の概算払を希望される団体は、交付申請書を令和6年4月末までに提出する必要がありますのでご注意ください。

提出された助成金交付申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認められた時は、助成金交付決定通知書を送付します。

- 交付内定を受けた活動については、交付決定の日付にかかわらず、令和6年4月1日から活動を開始し、必要な契約・支払等を行って差し支えありません。

ご不明点等がある場合は **事務局まで** お問い合わせください。

## 【重要】活動内容や対象経費に変更が生じたら。

### 変更理由書の提出

助成金交付申請書に記載した活動内容に変更が生じた場合は、

#### 公演実施前に、変更が生じた都度、

必ず事務局に連絡のうえ、「変更理由書」（様式あり）を提出してください。

要望書及び申請書個表の「本活動の企画意図及び目標等」欄に記載された内容は審査の際の評価項目の一つであるため、原則として変更することはできません。

### 交付内定・交付決定の取消しや助成金の減額について

活動内容等の重大な変更が生じた場合や助成対象経費が大幅な減額となった場合などは、交付内定又は交付決定の取消しや助成金の減額となることがありますので留意してください。

- 「企画意図及び目標等」やこれらに抵触する活動内容等の重大な変更が生じた場合  
→ 交付内定又は交付決定の取消し
- 交付申請書において交付内定書と比べ助成対象経費の合計額が50%を超える減額となった場合  
→ 交付内定の取消し
- 実績報告書において交付申請書と比べ助成対象経費の合計額が50%を超える減額となった場合  
→ 交付決定の取消し
- 助成金算定基礎経費の合計額が交付決定額を下回る場合  
→ 助成金の減額  
(助成金算定基礎経費の千円未満を切り捨てた額を助成金の額とする)

#### [ 変更理由書の提出が必要な事項 ]

- 団体に関する事項 : 住所、団体名、代表者氏名
- 活動内容に関する事項 : 活動名、実施時期・場所（配信等を含む）、内容（演目・曲目、あらすじ、主な出演者・スタッフ等）、共催者・共同制作者
- 収支予算に関する事項 : 助成対象経費（20%を超える減額があった場合）
- その他、大幅な変更が生じた事項

令和6年3月

令和6年度助成金内定者 各位

独立行政法人日本芸術文化振興会  
基金部芸術活動助成課

助成対象活動の公演調査へのご協力について（依頼）

芸術文化振興基金による助成対象活動については、活動の実施状況を確認するとともに、事後評価の充実をはじめ、今後の助成事業等に活かすため、専門委員及び振興会職員等（プログラムディレクター、プログラムオフィサー及び文化芸術活動調査員を含む。）による公演調査を実施しております。

つきましては、広報用印刷物（公演チラシ等）及び公演調査実施のためのご案内状（招待申込用紙）をデータ媒体にて下記事務局までご送付くださいますようお願い申し上げます。ご案内状の手配が難しい場合は、お問い合わせください。

※席種にご配慮いただく必要はございません。また、飲食に係る引換券等はお受け取りできません。

記

○ 送付数：チラシ・案内状 各1点

※やむを得ず紙媒体を郵送する場合は12部をご郵送ください。

○ 送付先：下記の事務局宛

※送付の際はメール件名または封筒に「助成対象活動招待状在中」等の文言とともに「芸術文化振興基金（分野名）」をご記載ください。

○ 送付時期：公演初日の1ヶ月前まで（調査者の日程調整に時間を要するためご協力をお願いします）

※ 申込の締切日を設定されている場合は、締切日の2週間前までにお送りください。

※ 専門委員等には事務局より送付します。

【事務局連絡先】

〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1

独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 芸術活動助成課

TEL：050-1754-5985（各活動区分共通）

E-mail：geijutsu-nt@ntj.jac.go.jp（各活動区分共通）